

# 地域福祉会長 福祉推進員 ハンドブック

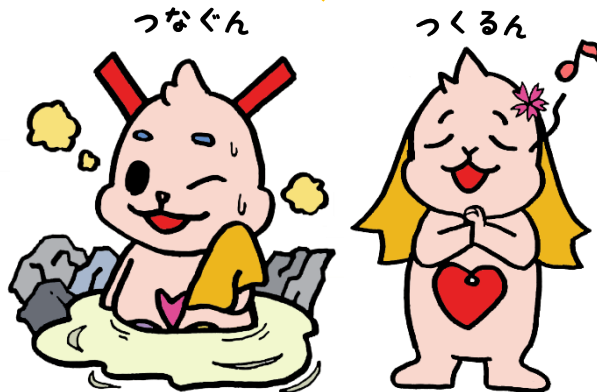
社協だより



インスタグラム



フェイスブック



涌谷町社協オリジナルキャラクター



## も く じ



地域福社会長・福祉推進員になられた皆さまへ	P1
Q1 社会福祉協議会って、どんなところなの？	P2
Q2 地域福祉って、どんな組織なの？	P2
Q3 なぜ、地域福祉活動が必要なの？	P3
Q4 地域福祉活動を始めるには、どうすれば良いの？	P4
Q5 活動するうえで個人情報はどうのように取り扱えば良いの？	P4
Q6 見守り活動って、なにをすれば良いの？	P5
Q7 集いの場づくりって、なにをすれば良いの？	P7
Q8 地域の方から相談されたら、どうすれば良いの？	P9
Q9 活動中に何かあったときは、対応してくれるの？	P11
Q10 活動するための資金(助成金など)はあるの？	P11
Q11 社協会費って、何に使われているの？	P12
Q12 引き継ぎの際、何に注意すれば良いの？	P12

### 地域福社会長・福祉推進員になられた皆さまへ

涌谷町社会福祉協議会(以下、「涌谷町社協」という。)では、住民の皆さんと一緒に、地域のつながりづくりや生活課題を解決する体制・環境づくりを進めてきました。途中、長引くコロナ禍に活動がストップすることもありましたが、継続・再開・挑戦に向けて工夫しながら取り組み、地域福祉活動の充実を図ってきました。そして、その活動実践の中心にいるのが、地域福社会長・福祉推進員の皆さんです。

興味があって引き受けた方、輪番制で順番が回ってきた方、地域内で推薦され、お願いされて引き受けた方…。背景は様々かと思いますが、2年間という任期の中で、少しでも楽しく活動いただけるよう、涌谷町社協としてバックアップして参ります。

その第1弾として、地域福社会長・福祉推進員になられた皆さまが、地域で活動する際の一助となるよう手引きとしてまとめた本ハンドブックを作成いたしました。これからの活動にお役立ていただければ幸いです。

## Q1 社会福祉協議会って、どんなところなの？

社会福祉協議会(通称:社協)は住民のみなさんを会員とし社会福祉のために活動する社会福祉法人格をもった民間の福祉団体です。豊かな地域社会づくりをめざし、住民主体を活動の基盤とした地域福祉活動、ボランティア活動の推進、福祉の啓発活動などに取り組んでいます。

社協は地域のみなさんを始め、関係機関・団体と一緒に考え、協力し合って地域福祉活動をすすめています。

また、涌谷町社協は介護保険や障害者総合支援法の事業者としてデイサービスや特別養護老人ホームなどの介護サービス事業の経営を行っています。



## Q2 地域福祉会って、どんな組織なの？

地域福祉会は、社協の円滑な運営を図るため、地域福祉活動を推進することを目的に各行政区に設置しています。地域福祉会長と福祉推進員で構成し、その任期はそれぞれ 2 年です。地域福祉会長と福祉推進員の役割は以下のとおりです。

### (1) 地域福祉会長とは

地域福祉会長は、会員の中から社会福祉活動に関心と熱意を有する方を行政区ごとに社協会長が委嘱します。

地域福祉会長は、各行政区において、福祉推進員のリーダーとして地域福祉活動をすすめます。

### (2) 福祉推進員とは

地域福祉会長と同様に社協会長の委嘱を受け、社協が実施する地域福祉事業への協力を通じて、それぞれの地域(行政区)における福祉活動の担い手となります。その業務は以下のとおりとなります。

- ①社協の連絡事項などを地域住民に伝え、広げていただくこと。
- ②地域内の関係者と協力し、常に実情を把握し、課題解決のための福祉活動の推進に努めること。
- ③社協の行う社会福祉事業に協力し、地域住民の福祉を高める運動に努め、主体的に地域福祉活動を行うこと。
- ④社協の会費集金への協力に関すること。

福祉推進員の人数は概ね20世帯に1人の割合を推奨していますが、行政区によって異なります。町内全域では247名(約24世帯に1名)、平均すると1行政区あたり約6名の福祉推進員が配置されています(令和7年4月1日現在)



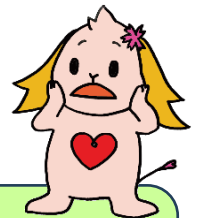
### Q3 なぜ、地域福祉活動が必要なの？

近年、全国的に人口減少や少子高齢化が進み、私たちの生活に様々な影響を及ぼしています。ライフスタイルや家族構成の多様化(核家族やひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯の増加)により、家族の絆や地域の助け合いの意識などが薄れ、「困ったときに SOS が出せない、頼る人がいない」という方も増えています。経済的困窮や虐待、引きこもり、孤独死など地域で生じている困りごとは複雑さを増し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが難しくなることも考えられます。そして、その困りごとを抱えるのは特別な方だけというわけではなく、誰もが同様の状態に陥る危険性があります。

涌谷町の人口【将来推計】

	2020年	2050年	2050/2020
総人口	15,358	8,723	56.8%
年少人口(0~14歳)	9.6%	7.8%	46.4%
生産年齢人口(15~64歳)	52.7%	43.6%	47.0%
65歳以上人口比	39.3%	48.6%	70.1%
75歳以上人口比	20.2%	31.6%	88.8%

引用元:千葉大学大学院社会科学研究院



昔

「向こう三軒両隣」  
「遠くの親戚より近くの他人」



今

「隣は何をする人ぞ」  
「遠くの親戚、近くて遠い他人」

現在の生活を昔に戻すことや、少子高齢化・人口減少の流れを急に変えることは難しいですが、現状を踏まえた上で必要なこと・できることを考え、誰もが安心して暮らすことができる地域をつくることはできます。そのためには、住民・団体・企業・行政・社協など多様な主体が協力し合いながら、地域生活課題の解決へ向けて取り組んでいく必要があります。

このことを「地域福祉」と言い、「地域福祉」を進めるために取り組む活動のことを「地域福祉活動」と言います。地域福祉活動を推進するためには、それぞれの地域性に合った体制や取り組みを考えること、地域で暮らす・学ぶ・働く人、子どもから高齢の方まで一人ひとりが得意なことや好きなことを活かし、参加・参画していくことが重要になります。

自分たちが暮らす場所をどのような地域にしたいのか考え、つくっていくことができるのは、住民の皆さんです。自分が属し、参加し、支える地域は、いつか自分自身を包み込み、助けてくれる地域になります。その地域を豊かなものにするためにも、皆で一緒に考えながら「地域福祉活動」に取り組んでいきましょう。

できることから



一歩ずつ!

本ハンドブック内では地域福祉活動として、「見守り活動(訪問活動・ながら見守りなど)」や「集いの場(お茶っこ飲み会・運動ひろば・世代間交流など)」を中心に記載していますが、ちょっとした生活のお手伝い(ゴミ出し・雪かきなど)や地区オリジナルの活動など地域生活課題を解決していく全ての活動が「地域福祉活動」です。

## Q4 地域福祉活動を始めるには、どうすれば良いの？

委嘱されてすぐに「地域福祉活動の推進を目指そう」「計画を立てて助成金申請してください」と言われても、「何をすれば良いかわからない」と悩むことが多いかと思います。ここでは、そのような悩みが早い段階で解消されるよう、4項目に分けてご紹介します。

「これまで行ってきた活動の目的はなにか？」「課題を解決する良い方法はないか？」など、皆さんで知恵を出し合い、納得して進めるため、話し合いの場を大切にしていきましょう。

### ①前任の方へ相談

これまで地域福祉活動を進めてきた前任の方へ、「地域にはどのような人がいるか」「どのように関わっていていくことが大切か」「どのような活動をしてきたか」を確認しましょう。

### ②社協へ相談

社協では、職員を派遣し地域福祉会長・福祉推進員の役割を伝えたり、ボランティアの調整、レクリエーショングッズの貸し出しなどを行っています。活動を行う際のチラシ作りのお手伝いも行っていますので、地域活動を楽しく行うためにも上手く社協を活用してください。

### ③地域福祉会での話し合い

要支援者(気になる方など)の生活状況、活動を行う上での不安などについて話し合い、「今できること」「必要なこと」から考えます。不安を抱えたままの活動では負担感が増し、継続が難しくなります。無理のない範囲から始め、振り返りながら進めていくことが大切です。

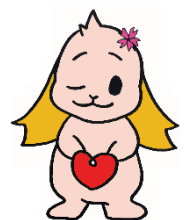
### ④地域の関係者との検討

活動実施にあたって、地域の関係者の中には様々な意見があると考えます。自治会長や行政区長、民生委員児童委員、健康推進員などと情報共有し、活動への理解を得ましょう。

## Q5 活動するうえで個人情報はどうのように取り扱えば良いの？

地域福祉活動を進めるうえで、個人情報が大きな壁になることがあります。住民同士の関係性の観点からも、プライバシーへの配慮は重要ですが、ある程度の情報がなければ地域で助け合うことは困難です。過剰に意識し、「個人情報＝絶対に提供できないもの」と捉えるのではなく、本人の同意やルールを決めるなど、共有できるよう工夫することが必要です。

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、電話番号など、特定の個人を識別できるもののことを指します。



①情報の収集	②情報の共有	③情報の管理
<ul style="list-style-type: none"><li>・目的、管理方法、利用範囲、収集内容、対象等を決める。</li><li>・活動に必要な情報のみを収集する。</li><li>・原則は、本人同意を得る。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・共有する相手、情報の範囲を決める。</li><li>・目的や相手に応じ、必要最小限の情報を提供する。</li><li>・秘密保持を徹底を図る。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ルールを決める。</li><li>・名簿や記録を不用意に持ち出さない。</li><li>・不必要な情報は削除する。</li><li>・引き継ぎをしっかりと行う。</li></ul>

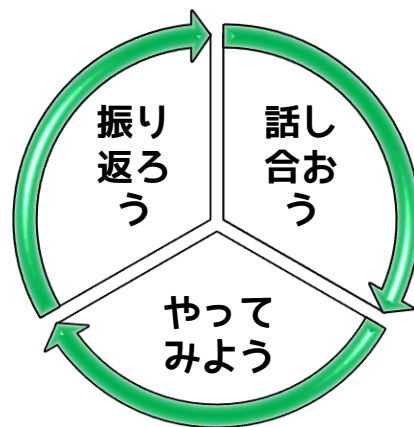
## Q6 見守り活動って、なにをすれば良いの？

地域住民による見守り活動は「お互いさま」の気持ちで行う地域のつながり合い活動です。

隣近所で気にかけて合うことは、日々の生活に不安を抱えた人にとって、「ここにも構わない」「気にかけてくれる人がいる」という「安心」をもたらします。

その活動を地域福祉だけでなく、行政区長や民生委員児童委員、自治会などと協力しながら行うことが、地域内に見守りの目を増やし、いつでも誰かに声をかけられる地域づくりに繋がります。

ここでは、見守り活動を「話し合おう」「やってみよう」「振り返ろう」の3ステップに分けてご紹介します。



### 話し合おう

見守りの協力者と対象者について、地域にあった見守りを話し合おう

見守りは「一人で活動をしなない」ということが大切になります。見守りの対象者となる人は「気にかかる人」や「日々の生活に不安を抱えている人」ですが、それは時として、「高齢者」に限ったものとなりがちです。例えば、ひとり暮らし高齢者であっても元気に暮らされている方もおり、そういった方には逆に見守り活動を行ってもらう側に参加してもらおうと良いのではないのでしょうか。地域福祉だけでなく、民生委員児童委員や行政区長、健康推進員を始め、自治会などと一緒に見守りの対象者や方法から考えることが大切です。

### 参考 おらほの支えあいマップ`わくや、更新作業

行政区ごとに、普段の見守りが必要な方や災害時に支援が必要な方などを名簿化、マップ化しており、毎年7月～8月ごろに地域の関係者(自治会長、行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会長、自主防災組織代表など)と行政、社協が連携し、マップの更新作業を行っています。「ちょっと気になる人がいる」「〇〇さんには、日常的な見守りが必要なのではないか」「災害時の避難が心配」など、それぞれが把握している情報を共有しながら、地域内の支援体制について検討します。

ぜひマップを活用しながら、ご近所の日常的なコミュニケーションを大切にしましょう。



## やってみよう

何気ない日常の関わりと簡単な記録をしてみよう。

住民が主体的に行う活動は日々の生活のなかで、いつもと違う(昼間なのにカーテンが閉まったまま、ポストに新聞が溜まっているなど)、何かおかしいと感じる人がいたら、民生委員児童委員や行政区長に相談するなど、地域での気づきを大切にしながら緩やかに行う見守りです。

活動を行うときは、地域福社会長や福祉推進員は簡単に記録をつけるようにしましょう。地区によっては見守り対象者ごとに担当を決め、「一行記録(『〇〇さんに集会所前で会った。元気でした』といった簡単な記録)」を行っているところもあります。

### 参考 あんしん連絡カードの作成・配付

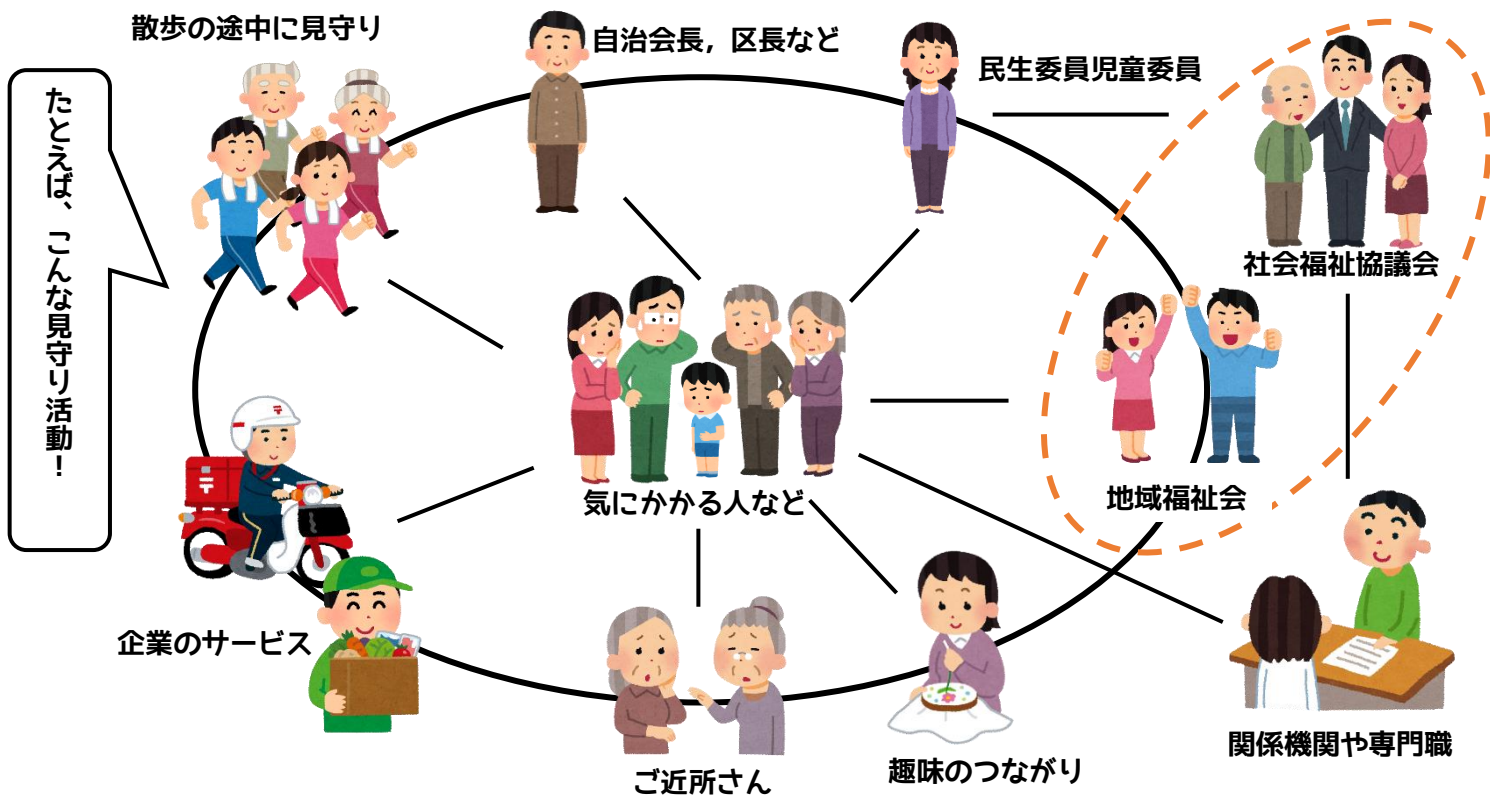
緊急時(入院など)に備えて、見守りの対象者などに配付し、事前に緊急連絡先(家族など)を記入してもらい、自宅内の見つけやすいところに掲示します。地域の関係者と共有しながら、日々の見守り活動に活かしましょう。

## 振り返ろう

社協職員(生活支援コーディネーターなど)も巻き込んで振り返ろう。

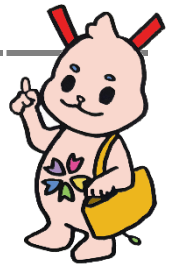
実際に活動を続けていくと、必ず多くの気づきに直面します。それは、直ぐに解決に繋がるものと、自治会や専門職と情報を共有しながら、個人の課題を地域の課題と捉えて、取り組みを工夫し関わりを継続しなければならないものに分かれます。ポイントは決して一人で悩まないことです。悩みや課題を個人で抱え込むことは継続した地域の支えあいにはなりません。

もう一度、「話し合おう」に立ち返り、社協職員(生活支援コーディネーターなど)を巻き込みながら見守り会議を行って情報を共有しましょう。



## Q7 集いの場づくりって、なにをすれば良いの？

地域住民が集いの場で交わることによって、つながりや助け合いが生まれます。また、集いの場づくりを考える過程で、地域の中にある様々な生活課題に向き合う機会にもなります。ここでは、「ひと」「もの」「おかね」「情報」という4項目に分けてご紹介します。



### ひと

地域に暮らす人、全員が集いの場の対象者です。  
多くの人を巻き込んで活動しましょう。

集いの場の参加者は(一人暮らしや日中一人になる)高齢者とは限りません。地域には子どもから高齢者、障害のある方、心に不安のある方など様々な状況にある方が暮らしています。「地域に暮らす全ての方がいつでも気軽に集まれる場」が理想の集いの場です。しかしながら、どうしても参加者を絞らなければならない場合は、地域の中で話し合う機会を設けて、みなさんで参加対象者を決めていくことが大切です。

また、集いの場を作るときは地域福祉会だけで全てを決めるのではなく、自治会を始め、行政区長や民生委員児童委員、健康推進員など地域の多くの方に計画や準備から協力をいただくことで、多くの方に「自分たちの地域の活動」と理解していただけるようになり、継続しやすい活動となります。

### もの

地域の集会所や公共施設を活用しましょう。

歩いて行けるところにある、費用もほとんどかからないなどの理由から、多くの行政区で集会所やコミュニティセンターなどが集いの場に活用されていますが、中には集会所が無い場合も、上手く活動できない地区や複数の集会所があるために会場を都度変えている地区などもあります。全国的には、空き家や空き店舗などを活用している例もありますが、町内では寺社を拠点に活動している地区や公共施設(ゆうらいふ、公民館など)を活用している例もあります。

### おかね

自立した運営のために参加費を検討しましょう。

運営していくために補助金・助成金を活用していくことも大切ですが、参加者同士で自立して運営していくという気持ちも大切です。運営する側だけでなく、参加者とも話し合いながら、みなさんで参加費や年会費などを考えていくことで、自分達の居場所だという意識をもつことにも繋がります。

「参加費を取ったら誰もこない」「お昼を出さないと集まりが悪いけど、食事を出すとお金が足りない」などという声を活動されている方から耳にする機会もあります。町内においても、参加費を100～500円程度いただいて継続した運営を行っている地区や運営の負担を減らすために食事を提供しない午後から開催している地区もありますので、自分たちに合った形をみなさんで考えることが大切です。



## 情報

チラシやポスター、回覧板で多くの方に活動を理解してもらいましょう。

社協では、地域活動を楽しく続けていただくため、活動を多くの方に知っていただくためにも、チラシやポスターを作成するお手伝い(印刷など)をしています。地域の中でどうすれば多くの方に来てもらえるか、本当に来てもらいたい方(福祉対象者)にどうすれば来てもらえるかを考えることも大切です。

また、チラシなどを戸別に配付するのではなく、向こう三軒両隣のコミュニケーションを良くするためにも回覧板での周知を行っている地区もあります。

たとえば、こんな集いの場！

地域内では、無理のない範囲で、工夫した活動が行われています。

### 【11区／お茶っこ飲み】



#### 《ポイント》

- ・集落毎の集会所を活用
- ・普段は参加できない方も、近場で参加しやすい！
- ・内容は各集落の自由
- ・無理なく、できることを実施

### 【日向区／世代間交流】



#### 《ポイント》

- ・運動ひろば×子ども会で、既にある事業同士がコラボ
- ・子ども会役員と一緒に企画
- ・体操を教えてくれる講師を招き、皆で楽しく運動！

### 【猪岡区／施設見学】



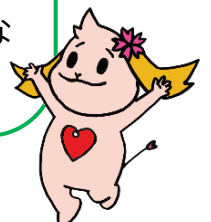
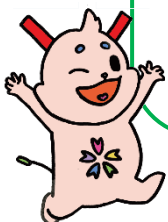
#### 《ポイント》

- ・住民の興味関心が高い「介護」をテーマに企画
- ・集いの場×施設見学×勉強会の一石三鳥！
- ・まずは役員が体験→住民へ

### ☆地域の活動を、町内全域へ紹介しています☆

社協の生活支援コーディネーターが各地区での活動に足を運び、「社協だより」や「わくやのお宝再発見！おらほの支えあい活動実践集」などを通し、地域で頑張る皆さんの活動を町内全域に紹介しています。併せて、「社協活用サポートガイド」などをご覧いただき、いつでも社協までお声がけください。

また、社協のホームページやフェイスブック、インスタグラムなどでも様々な情報を発信しています。



## Q8 地域の方から相談されたら、どうすれば良いの？

見守り活動の実施や集いの場の開催を通し、地域(特に要支援者)との関わりは増え、信頼関係が築かれていくなか、様々な地域の実情やそれぞれの生活課題(ゴミ捨てができない、買い物に行けない、生活費が足りないなど)を見聞きすることがあります。近所の方との何気ない雑談から、違和感に気づくこともあるかもしれません。それらは意識しないでいると「日常会話」ですが、実際は地域の中に潜在化している「相談(地域の声)」です。

困りごとの内容(生活困窮など)によっては、なかなか人に相談できない場合もあります。地域福社会長・福祉推進員の皆さんが「相談」や「気づき」を一人で抱え込み、悩むのではなく、地域の声をつなげていくことが重要です。下の例を参考に、地域内の関係者(行政区長、民生委員児童委員など)、関係機関(社協など)につないでいただき、一緒に考える機会をつくっていきましょう。

### 【例えば…①】



福祉推進員

Aさん、近頃見かけないので、家に行ってみたらポストに郵便物がたまっていて…。

わかりました。民生委員と一緒に見に行ってみます。



地域福社会長

○福祉推進員が見守り活動を行う中で、Aさんという男性の方を気にかけて訪問したところ、自宅のポストに郵便物がたまっていた。違和感を覚えたため、地域福社会長に相談したという事例です。

その後、地域福社会長は民生委員児童委員と共にAさん宅へ訪問し、状況によっては町福祉課や社協、関係者と連携しながら、Aさんへの支援を行っていくことになります。

### ここがポイント！

町福祉課や社協などに相談し、専門職による支援が行われていく場合にも、地域での見守り活動を続けていくことが重要です。

福祉推進員から相談を受けた地域福社会長は、その後の経過を福祉推進員と共有していく必要があります。また、状況によっては他の福祉推進員と共有することや、行政区長や近隣住民に見守りの協力を求めていくことも考えていかなければなりません。

そのような場合には、社協の職員までご相談いただければ具体的な見守りの方法などをご紹介します。

【例えば…②】



地域住民

生活が苦しいが、誰にも相談できなくて悩んでいる。困りごとが多すぎて誰に話していいのか…。

そうなのですか。大変ですね。一緒に民生委員や社会福祉協議会に相談してみませんか。



地域福祉会長

○地域福祉会長が活動をする中で、地域住民から生活に関する相談を受けた事例です。

その後、地域住民の方は、紹介された民生委員児童委員(地域の身近な相談役)と社協、自立相談支援センターの支援を受けることになります。

ここがポイント!

最も大切なことは、地域住民の方の相談・思いに寄り添うことです。相談をしてくれた方は恐らく不安な中で話をしてくれています。まずはゆっくりと話を聞いていただきますようお願いいたします。

【例えば…③】



地域住民

近所のBさん、ゴミ捨てができなくて庭先に袋が溜まってきていて…。

教えていただきありがとうございます。今度、地域福祉会で集まりがあるので、地域福祉会長に相談してみます。



福祉推進員

○地域住民の方から福祉推進員がご近所さんの困りごとについて相談を受けた事例です。

その後、福祉推進員は地域福祉会長などと相談し、社協の職員と打ち合わせをしながら、地域としてゴミ捨ての問題について考えていくことになります。

ここがポイント!

Bさんの困りごとを、Bさんだけの問題として考えるのではなく、地域の課題として考えていくことが大切です。社協の職員を上手く活用しながら地域づくりに取り組むことが大切です。



☆生活や福祉の悩み、ただただ不安なこと、社協にご相談ください☆

社協では、訪問や電話などで生活上の悩みをじっくり伺い、一緒に困りごとを整理し、解決方法を考えるお手伝いをします。また、相談内容に応じて、関係機関へつないだり、地域の関係者の協力をいただきながら、支援を行っています。

地域福祉会長・福祉推進員のみなさんが相談を受けた場合は、抱え込まず、社協へご相談ください。秘密や個人情報はずり守ります(守秘義務)

## Q9 活動中に何かあったときは、対応してくれるの？

地域福社会長・福祉推進員になられたみなさんは自動的に「ボランティア活動保険」に加入していただいています。活動をしているときに万一怪我などをされた場合は、社協まで必ずご連絡をいただきますようお願いいたします。(条件により補償の対象にならない場合もあります。)

その他、ボランティア保険には、集いの場(お茶っこ飲み会など)に参加された方が怪我をされた場合などに備えて加入することのできる「ボランティア・福祉活動行事保険」があります。詳しくは、社協にパンフレットを準備しておりますので、お気軽にご相談ください。

## Q10 活動するための資金(助成金など)はあるの？

地域福祉活動を推進するためには、様々な工夫を凝らしても経費が掛かります。時にはそれが活動の障壁になることもあります。参加者からも費用の負担をいただくことも必要であり、社協や赤い羽根共同募金(※社協が事務局をしています)などの助成金を活用していくことも大切です。ここでは社協で助成している「地域福祉活動費及び介護予防活動支援助成」について紹介します。

### 地域福祉活動費及び介護予防活動支援助成(概要) ※令和7年度時点

【目的】 各行政区へ助成を行うことにより、活発な地域福祉活動が展開できるよう支援し、もって地域福祉の推進を図る。

#### 【対象事業】

- ①各行政区の地域福社会が主催及び自治会、健康推進員などの他団体と共催する事業
- ②各行政区の自治会、健康推進員などが主催及び地域福社会などの他団体と共催する事業

【助成額】 下表の合計とし予算の範囲内とする。合計額で1,000円未満の端数は切り捨て。

項目	金額	備考
町財源の助成金	24,000円	介護予防活動支援助成
社協財源の助成金	17,000円	地域福祉活動費助成
世帯数加算(一般・賛助)	50円	会員数×50円
事業加算	1,500円	8回を上限
打ち合わせ加算	500円	6回を上限
見守り活動加算	3,000円	月1回以上組織的に行われている見守り活動 他

【申請】 助成金の申請者は、「地域福祉活動費助成申請書」に必要事項を記載し、所定の期日までに社協会長に申請する。

【審査】 社協会長は申請があった場合は速やかに審査し、事業が適切と認めた場合は地域福祉活動費を交付する。

【報告】 事業が終了する毎に終了日から2週間以内に「地域福祉活動実施報告書」に写真などを添付し社協会長に報告する。また、年度内に実施したすべての事業について「地域福祉活動実績報告書」により社協会長に報告する。

※詳細については、要項などをご参照ください。

## Q11 社協会費って、何に使われているの？

毎年6月から、地域の皆さんにご協力をお願いしている社協会費は、Q10でお伝えした地域福祉活動費の助成や涌谷町社協が実施する各種事業に活用させていただいています。住民の皆さんの希望や困りごとに応じた福祉サービスを提供するための貴重な財源です。

※社協会費への協力は、任意のものとなっています。無理のない範囲での声かけをお願いいたします。

- 一般会費(年額) 1,200円
- 賛助会費(一口) 3,000円
- 特別会費(一口) 5,000円

## Q12 引き継ぎの際、何に注意すれば良いの？

地域福社会長・福祉推進員を交代される際には、これまでの活動を振り返りながら、ぜひとも次になる方と直接会っていただき、引き継ぎを行っていただければと思います。社協へお声がけいただければ、一緒に引き継ぎのお手伝いをさせていただきます。

また、地域福社会長・福祉推進員の役割について学ぶ・再確認する機会を作っている行政区もあります。ぜひ、ご検討・ご相談ください。

### 引き継ぐものの確認



- ①おらほの支えあいマップ `わくや、  
※地域福社会長のみ。必ず引き継いでください。
- ②わくやのお宝再発見！おらほの支えあい活動実践集
- ③これまで実施した見守りやサロンに関する資料 など

### 引き継ぎや勉強会



- ①後任の方々に、これまでの活動やノウハウ、思いなどを伝える機会として、引き継ぎ等のための打ち合わせを実施。

#### 【下小塚区】



#### 【岸ヶ森区】



- ②地域福社会長・福祉推進員の役割について学ぶ・再確認する機会として、研修会を実施。

#### 【1区】



#### 【上郡1区】



学びあおう

支えあおう

通じあおう



地域福祉会長・福祉推進員ハンドブック

発行：令和7年4月（第4版）

平成31年4月（初版）

発行元：社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会

〒987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192

TEL：0229-43-6661 FAX：0229-43-6670

Mail：wakusya02@wakuya-sfk.net